

7月4日（金）全体会（式典・情勢報告・行政説明・記念講演）

「すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして」という大会テーマの下、沖縄コンベンションセンターにおいて1,500名余の保育関係者が集い、全体会が開催された。

オープニングは保育士54名による勇壮な「赤野エイサー」で幕開けし、玉城善徳沖縄県保育協議会会長の力強い開会宣言後、沖縄県知事及び全国保育士会長の来賓あいさつ。

全国保育協議会会長小川益丸氏の情勢報告、厚生労働省児童家庭局保育課杉原広高氏による行政説明、記念講演として「保育の原点を振り返り未来を探る」と題して伊賀市社会事業協会会長森下達也氏の危機感の伝わる講演が行なわれた。

その中から、情勢報告、行政説明、記念講演の内容を少し報告する。



< 情勢報告 >

全国保育協議会会長 小川 益丸 氏

1. 保育をめぐる情勢変化と全国保育協議会の取り組み

児童福祉法の一部改正について

子育て支援事業、一時保育など法律上に基づいた（位置づけた）事業にすべきという理由で提案。衆議院では全会一致で通過したが、参議院では一度も審議されず廃案となる。主眼としていた法律だったので、廃案となり非常に残念である。再度8月の臨時国会において改めて提案していく。



新待機児童ゼロ作戦（2月27日発表）

「希望するすべての人が安心して、子どもを預けて働くことができる社会を目指して」

- ・すべての人が利用できる仕組みを作るために、10年間で、利用児童数を38%にするためには2兆4千億円の財源の確保が必要である。相応分の財源をどこから確保できるのか今後注視していかなくてはならない。
- ・質を担保し財源の確保をしていく。包括的次世代育成支援を進めていく。
- ・社会的擁護の必要な子が全国で500人に1人という実態がある。早急な取り組みが必要である。

認定子ども園めぐり動き

平成20年4月1日現在 229ヶ所

「認定子ども園制度の普及促進等に関する検討会」で運用改善等を検討。

全国保育協議会の取り組み

全国保育協議会の将来ビジョン（5つの取り組みと21のアクション）

子どもの育ちを保障する。 子育てライフを支援する。 多様な連携と協働をつくる。 子育て文化を育む。 子育て子育てを支援する仕組みをつくる。

2. 保育所保育指針の改定

保育所保育指針の改定、大臣告示（3月28日） 平成21年4月施行

- * 規範性と大綱化
- * 独自性の発揮
- * 保育の計画、保育過程、指導計画等
- * 保護者への支援
- * 施設長の責務

全保協のビジョンに基づいた事業計画を作成する。

< 行政説明 >

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐
杉原 広高 氏

わが国は、出生数と人口の減少社会が到来し、少子化と高齢化が異常なスピードで進んでいる。

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略について

「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造を変え、若者、女性、高齢者など働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする二つの取り組みを車の両輪として進める必要がある。



次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方

基本認識

- ・制度体系が目指すもの
- ・制度体系に求められるもの

サービスの量的拡大

サービスの質の維持・向上

財源・費用負担

保育サービスの提供の仕組みの検討

すべての子育て家庭に対する支援等

多様な主体の三角・協働

特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する拝領

働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者（将来の利用者含む）、提供者、地方公共団体、事業主、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていく必要がある。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

< 記念講演 >

「保育の原点を振り返り未来を探る」

伊賀市社会事業協会 会長 森下達也 氏

(元全国私立保育園連盟保育制度検討委員会 委員長)

厚生労働省より平成4年から発足していた「これからの保育所懇談会」で、後年の三位一体改革の前哨戦とも言うべき厳しい議論が、当時国と地方の間で交わされていた。

その説明から、

平成5年 「保育問題検討会」が発足すると措置制度から直接契約方式への移行を視野に入れた検討審議開始。事実上の社会福祉基礎構造改革議論のスタートであった。措置制度から直接契約（市場原理の導入）

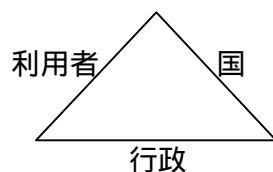


平成6年 「保育問題検討会」の報告書が出され、直接契約入所制度の導入によって市場システムに近づけたいという改革ターゲット。これは老人福祉分野についても同じものと思われる。全保協は反対運動を提言し、押し返すこととなる。

平成7年 厚生省の老人保健福祉審議会を中心に「公約介護保険制度」の検討が本格化。その基盤は措置制度から契約制度への移行。

平成8年 昭和22年の児童福祉法制定から50年目という節目（平成9年）児童福祉法を大きく改正しようとするもの。児童福祉の後退につながるであろうことなど主張して押し返す。

平成9年 児童福祉法改正。保育所利用者の選択権利、放課後児童健全育成など多くの改正が入ったが、福祉のトライアングル、公的責任体制は当面維持。



福祉分野では基本である

11月社会福祉基礎構造改革の審議始まる。（社会福祉も競争で戦うべき、つぶれるべきところはつぶれなさいの内容）

平成9年、介護保険法成立。平成12年施行。自己責任と契約の時代はじまる。多様な企業の参入へ道ひらく。

平成12年 社会福祉事業法（昭和26年）を改定。「社会福祉法」となる。社会福祉

基礎構造改革の理念に近づく。

平成 15 年 障害者福祉の支援費制度発足。しかし 1 年を経ずして見直し迫られる。障害者自立支援法案提出。「官から民へ」の流れのもと指定管理者制度が導入される。

平成 17 年 総合施設「認定こども園」試行段階に入る。三位一体改革の合意を見る。格差社会の拡大に憂慮深まる。

平成 18 年 障害者自立支援法施行。自立できない人も多く、制度改善要望噴出。円滑施工へ向けて特別対策が進む。

平成 19 年 認定こども園本格スタート。基本的に直接契約方式。

平成 4 年～19 年までの 15 年間、保育分野、老人福祉分野、障がい児（者）福祉分野等で厳しい提言が厚生労働省より出されてくる。

全国保育協議会としては、保育分野のみの危機感ではなく福祉全般への関心を寄せ、福祉分野へは競争原理の持ち込みに強い反対をして阻止してきた。

コムスンの問題 東京夜の世界で勝ち抜いてきたことは評価しても、福祉分野での利潤追求の企業参入の問題は大きい。儲けがないものを切り捨てるのが企業である。老人施設、保育所でも儲けがないから即切り捨てることでいいのか？最後の一人も見捨てることはできないのが福祉の仕事である。我々も採算はとらないといけませんが、それはよい福祉をするためである。格差を広げることは許されない、防がねばならない。時間がない。今、声をあげることが必要である。